



南薩介護保険事務組合告示第6号

南薩介護保険事務組合介護認定審査会タブレット端末等貸与要綱を次のように定めた。

令和7年10月17日

南薩介護保険事務組合管理者 塗 木 弘 幸



南薩介護保険事務組合介護認定審査会タブレット端末等貸与要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南薩介護保険事務組合介護認定審査会委員（以下「委員」という。）が、南薩介護保険事務組合介護認定審査会の会議及び事前準備に使用するタブレット端末等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 南薩介護保険事務組合（以下「組合」という。）は、タブレット端末等は無償で委員に貸与するものとする。

2 タブレット端末等の貸与を受けた委員は、南薩介護保険事務組合介護認定審査会タブレット端末等受領書（第1号様式）を組合に提出しなければならない。

(貸与機器)

第3条 貸与するタブレット端末等は、次に掲げるものとする。

- (1) タブレット端末（ケース付き）
- (2) タッチペン
- (3) 充電ケーブル

(貸与期間)

第4条 タブレット端末等の貸与期間は、委員の任期中とする。ただし、任期中に委員が退任した場合は、その退任日を貸与期間の終期とする。

(管理責任)

第5条 タブレット端末等の貸与を受けた委員は、当該タブレット端末等の利用及び保管を適正に行うとともに、携帯中の破損、紛失、盗難等の防止に努めなければならない。

(遵守事項)

第6条 委員は、タブレット端末等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委員としての業務以外の目的で使用しないこと。

- (2) 責任を持って管理し、貸与を受けた委員以外の者が使用しないこと。
- (3) あらかじめ搭載されているオペレーションシステム及びアプリケーションソフト（この号において「システム等」という。）以外のシステム等をインストールしないこと。
- (4) 個人情報等に関する管理は、自己の責任において行い、個人情報を外部に漏らさないこと。
- (5) タブレット端末は、組合が設定したパスワードを使用し、パスワードの管理は、委員が適正に行うこと。
- (6) 会議の録音、写真及び動画の撮影をしないこと。
- (7) タブレット端末を自宅等の無線を使って構築されるLANに接続して使用するとき、セキュリティ環境には注意を払うこと。
- (8) 公文書その他の関係書類又は電子データを持ち出してはならない。
（損害又は事故）

第7条 委員は、次に掲げる障害又は事故が発生した場合は、ただちに組合にタブレット端末等の障害又は事故報告書（第2号様式）を提出しなければならない。

- (1) タブレット端末等を破損若しくは紛失したとき又は盗難の被害に遭ったとき。
- (2) タブレット端末等が正常に作動しなくなったとき。
- (3) 個人情報及びパスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等の事実を発見したとき。

2 前項の障害及び事故が、貸与を受けた委員の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、当該委員はその損害を賠償しなければならない。

（利用の停止）

第8条 組合は、第6条の規定に反する行為を行った委員に対し、タブレット端末等の貸与を停止することができる。

2 前項の規定により、タブレット端末等の貸与について停止された委員は速やかにタブレット端末等を組合へ返却しなければならない。

（返却）

第9条 委員は、第4条に規定する貸与期間が終了した場合は、速やかにタブレット端末等を組合へ返却しなければならない。

2 返却されたタブレット端末等に障害又は破損、欠品等がある場合は、第7条第2項の規定を準用するものとする。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

南薩介護保険事務組合事務局長 様

所属合議体名 第 合議体
氏名

南薩介護保険事務組合介護認定審査会タブレット端末等受領書

タブレット端末等の貸与を受けましたので、南薩介護保険事務組合介護認定審査会タブレット端末等貸与要綱第2条第2項の規定により、同要綱の内容を了承した上で、下記のとおりタブレット端末等を受領します。

記

1 貸与を受けるもの

(1) タブレット端末（ケース付き） 1台

番号

(2) タッチペン 1本

(3) 充電ケーブル 1本

2 タブレット端末等の受領日

年 月 日

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

南薩介護保険事務組合事務局長 様

所属合議体名 第 合議体
氏名

タブレット端末等の障害又は事故報告書

貸与されているタブレット端末等について（障害・事故）が発生したため、南薩介護保険事務組合認定審査会タブレット端末等貸与要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

障害及び事故が発生したもの (該当するものを○してください)	タブレット端末（ケース付き）（番号 ） タッチペン 充電ケーブル
発生した障害及び事故の内容	破損 紛失 盗難 作動の不具合 個人情報等の流出 パスワードの流出 その他（具体的に ）
発生した日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時頃
障害及び事故の経緯 (具体的に)	
再発防止策 (「作動の不具合」についてその原因が機器にある場合は、記載不要です。)	